

## 幼稚園または保育所の利用施設決定の流れ

令和3年度の入園・入所申込にあたり、利用施設決定までの流れについてお知らせします。

平泉町立幼稚園、平泉保育所、長島保育所を利用するためには、次の認定を受ける必要があります。

### 子どものための教育・保育給付認定(※1)

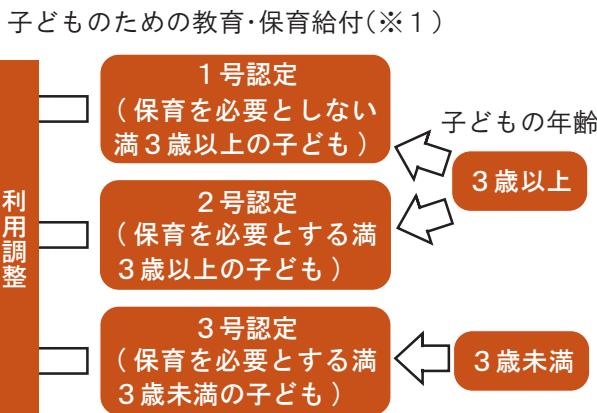
幼稚園、保育所を利用するための認定です。幼稚園や保育所に入園する際に必要なもので、保育の必要性によって認定区分が分けられます。

### 子育てのための施設等利用給付認定(※2)

申請により保育の必要性が認められた場合に受けることができます。預かり保育(※3)などのサービスを一定の金額まで無償で利用するための認定です。

### 預かり保育(※3)

町で認定を受けた場合、幼稚園での預かり保育を月額1万円まで無償で利用することができます。



## 幼稚園児・保育所児童を募集します

### 平泉保育所・長島保育所

#### 入所資格

日中、保護者が仕事や病気などにより家庭において必要な保育を受けることがない小学校就学前の乳幼児

#### 募集定員

平泉保育所 117人  
長島保育所 90人(継続児含む)  
※他市町村の私立保育所など(認可保育所のみ)への入所申し込みも受け付けます。

#### 受付期間

12月1日(火)～15日(火)

#### 受付場所

市民福祉課、両保育所

#### 提出書類

支給認定申請書兼入所申込書  
提出書類

#### 提出書類

支給認定申請書兼入園申込書  
提出書類

#### 提出先

教育委員会、町立幼稚園にあります。また町ホームペー

#### 提出先

住民票抄本1通  
提出先

#### 入所決定

申請書類は市民福祉課、両保育所にあります。また町ホームペー

#### 保育料

保護者の町民税課税額に応じて決

#### 入園決定

令和3年2月中旬に保護者あて通知

#### 保育料

新規入所児は面接があります。

#### 提出先

教育委員会、町立幼稚園にあります。また町ホームペー

#### 提出先

住民票抄本1通  
提出先

#### 保育料

申請書類は教育委員会、町立幼

#### 提出先

幼稚園にあります。また町ホームペー

#### 提出先

住民票抄本1通  
提出先

#### 保育料

保護者の町民税課税額に応じて決

#### 入園決定

令和3年1月中に面談を行い、2月

#### 保育料

新規入所児は面接があります。

#### 提出先

教育委員会、町立幼稚園にあります。また町ホームペー

#### 提出先

住民票抄本1通  
提出先

#### 保育料

保護者の町民税課税額に応じて決

町民福祉課へご相談ください。  
町民福祉課  
平泉保育所 ☎ 46-5562  
長島保育所 ☎ 46-2007

#### 問い合わせ先

平泉町立幼稚園  
平泉保育所・長島保育所

#### 問い合わせ先

平泉保育所 117人  
長島保育所 90人(継続児含む)  
※他市町村の私立保育所など(認可保育所のみ)への入所申し込みも受け付けます。

## 農業用廃プラスチックを回収します

- 日時  
12月5日(土) 午前9時～午後3時
- 回収場所  
J Aいわて平泉 平泉ライスセンター
- 梱包方法  
各農家へ配布されるチラシをご覧ください。
- 持参物  
回収委任状兼貯金口座振替依頼書(記入・押印したもの)

※本年度より町からの助成金は廃止となりました。

■ 問い合わせ先  
平泉営農経済センター

☎ 46-5564

農林振興課

☎ 46-5566

自動車を運転しない人たちにとって、公共交通は通院や通学、買い物など日常生活に欠かせないものです。また現在自家用車を運転している人も、高齢になり運転免許証を返納するなど、公共交通を必要とするときが来るかもしれません。

町内には現在、鉄道、路線バス・巡回バス、タクシーが公共交通として運行されています。

全国的に公共交通は、自家用車の普及や人口減少などの影響により利用者が減少傾向にあります。特に地方路線バスの利用者は著しく減少し、赤字路線の廃止や減便などが行われ、お年

## 公共交通を利用してみませんか？

寄りや学生などの交通手段がなくなりてしまう恐れがあります。

そのような時に、安心・便利に公共交通が利用できるよう、公共交通について考え、利用することが公共交通の維持確保につながります。

まちづくり推進課  
☎ 46-5578

まちづくり推進課  
☎ 46-5578

規格

区画A：縦約4・5センチ×横約8・8センチ、単色(黒刷り)

区画B：縦約4・5センチ×横約17・9センチ、単色(黒刷り)

掲載料

区画A：1回当たり1万円  
区画B：1回当たり2万円(区画Aの2つ分)

申し込み・問い合わせ先  
農業委員会事務局 ☎ 46-5567  
まちづくり推進課 ☎ 46-5578

## 「農業者年金新規加入者」を募集します

農業者年金は、国民年金の上乗せとなる農業者のための公的年金です。加入者が支払った保険料が全額社会保険料控除の対象となる税制優遇措置や、一定の要件を満たせば保険料の国庫補助(政策支援)が受けられるなど、多くのメリットがあります。次に加入条件を満たし興味がある人は、お問い合わせください。

### 加入条件

①60歳未満の国民年金第1号被保険者  
②年間60日以上農業に従事する人

③積み立て方式なので少子高齢時代に強い年金です。

自分が積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積み立て方式の年金です。